

平成20年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

招集年月日 平成20年2月18日(月)

告示年月日 平成20年2月 8日(金)

招集の場所 相楽会館 会議室

開 会 平成20年2月18日(月) 午後2時00分

閉 会 平成20年2月18日(月) 午後3時30分

出席議員(12名)

2番	酒井弘一	3番	阪本明治
4番	山本喜章	5番	坂本俊廣
6番	山口勝己(遅刻)	7番	坪井久行
8番	今方晴美	9番	青山まり子
10番	木村浩三	11番	山本敏一
13番	北 猛	14番	奥野卓士

欠席議員(2名)

1番	炭本範子	12番	小西 啓
----	------	-----	------

会議録署名議員

5番	坂本俊廣	6番	山口勝己
----	------	----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長) 木村 要

理事(木津川市長) 河井規子 理事(笠置町長) 中西 巖

理事(和束町長) 堀 忠雄 理事(南山城村長) 手仲 圓容

収入役(精華町副町長) 松尾清敏

事務局職員出席者

事務局長 林 幸 造
主査 國 子 慶 順

主幹 福 田 全 克

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会の閉会中の継続審査の件
- 第 5 議案第 1号 平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)の件
議案第 2号 平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)の件
- 第 6 議案第 3号 平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件
議案第 4号 平成20年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件
- 第 7 同意第 1号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件

平成20年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成20年2月18日(月)

相楽会館 会議室

(午後2時00分 開会)

議長 本日、午後1時30分から議会運営委員会を開催していただき、定例会終了後に全員協議会を開催することになりましたので、ご出席の方、よろしくお願い申し上げます。

それでは、皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

なお、広報掲載のために議場内の写真撮影の申し出があり、これを許可したので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

本日の会議に欠席の通告議員は、1番、炭本範子議員、12番、小西啓議員の2名であります。なお、6番、山口議員が公務のため遅刻することの届けがありましたので、ご報告申し上げます。

平成20年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ここ数日、寒さも続いているようでございますが、議員の皆様方には公私極めてご多用の中、ご出席賜りまして厚くお礼申し上げます。

景気は減速しており、今年前半の経済はマイナスに陥るのではないかと懸念されております。

一方、2011年度に国・地方における基礎的財政収支の黒字化がうたわれておりますが、黒字化には増税が必要と言われております。増税すれば消費が落ち込み、景気が後退することが懸念され、難しい判断に迫られることになるのではないかと考えております。

また、原油高や株安、円高、ドル安が続き、市場は大きく揺れ、波乱含みの様相であります。その要因には米国の低所得者向け高金利住宅ローンの影響や、バイオ燃料等による穀物需要が急増し、食料品などの価格が上がり、インフレになるのではなからうかとの予測もあります。

一方、食品の農薬混入事件や偽装、架空請求事件など消費者を脅かす問題が、今なお発生しております。そのため、国では消費者の救済や事業者指導などの消費者行政の一元化を行う準備室が立ち上げられました。今回のギョーザ事件を教訓に消費者情報を一元化し、行政が敏感に対応できる司令塔のような組織が早期に設置される必要があるのではないかと考えております。

さて、今定例会に提案されます案件は5件であります。極めて重要な案件が提案されますので、慎重なご審議の上、適切妥当な結論を得られますことをお願い申し上げますとともに、あわせて円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

それでは、代表理事からのあいさつを受けたいと思います。

木村代表理事。

木村代表理事　皆さん、こんにちは。ただいま代表理事のあいさつということで、一言、平成20年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たりましてごあいさつ申し上げます。

本日は、平成20年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変ご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨年11月19日に開催をいたしました定例議会以降の当組合の主な内容についてご報告を申し上げます。

まず、し尿くみ取り手数料の改正につきましては、ご承知のとおり、1月22日、31日の2回にわたりまして委員会を開催していただき、ご審議をいただきまして誠にありがとうございます。引き続き、委員会におかれて審議をいただくということですが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に大谷処理場運転維持管理業務につきましては、京都南部環境事業協同組合に委託して業務を遂行しているところでございますが、本年度から職員を1名常駐させ、適正に業務が遂行されているかについて監視を強化するとともに、毎月2回、週次会議と月例報告会を定期的に行い、監督・指導しているところでございます。これらのことによりまして適正な処理業務が行われ、最終の放流水及びダイオキシン類についても基準値を下回る結果となっております。

次に、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業についてでございます。この事業は7億円の基金の運用益をもって、ソフト的な事業を推進しておりますが、第15回相楽の文化を創るつどいを、去る2月3日に南山城村文化会館やまなみホールにおいて、11団体、246人が出演され、約400人の入場者があり、幅広い年齢層の方々の出演により、市町村を越えた文化を通じての交流が深まり、相楽の地域づくりに大きな足跡を残したものと考えております。

最後に、第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画の策定についてでございます。この計画はふるさと市町村圏推進要綱に基づき策定するものであり、昨年の7月から構成市町村の企画担当課長で構成されます広域圏幹事会において、策定業務を進めてきたところであり、その計画の内容につきましては、相楽圏域の一体化を醸成するようなソフト

ト事業を中心としての計画づくりに主眼を置いて進めてまいりましたが、京都府への意見照会をしましたところ、土地利用計画を計画に盛り込むことが必要であるとのことであり、修正を行ってまいりました関係等で、繰越明許手続を取らせていただくとともに、本定例会の後、先ほども議長さんからお話がありましたように、全員協議会においてご説明させていただきますので、議員の皆様方のご意見をその際頂戴したく存じますので、よろしく願いをいたします。

さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、平成20年度の一般会計予算及び特別会計予算など5件でございます。

以上、ご報告を申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

終わります。

議長 ありがとうございます。

議事日程のご報告を申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定により、議長において指名します。5番、坂本俊廣議員、6番、山口勝己議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る1月31日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることに決定されておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたします。

諸般の報告を行います。

事務局から行政報告を行います。どうぞ。

事務局 御苦労さまでございます。事務局長の林でございます。簡単に行政報告をさせていただきます。

本日の定例会に提出しました資料集をご覧ください。1ページの方のみを報告させていただきたいと思っております。内容が多い資料でございます。主たる業務である大谷処理場運転維持管理業務につきましてのみご報告をさせていただきたいと思っております。

ここに書いてますように、平成19年度、まだあと2月、3月の集計ができておりませんが、当初に大体推理をしたとおりの内容になってきております。全体の搬入量といたしましては、2万676キロリットル、し尿並びに浄化槽汚泥の内訳についてはここに書いておりでございます。当組合施設につきましては、ご承知のように7

6キロリットル/日ございますけれども、その能力の11%程度下回る内容になってきているというのが、下水道での水洗化率向上による搬入量の減少が主たる要因でございます。

それから施設整備におかれまして、うちは古いもので10年近くなっているわけでございますけれども、非常に適正な審査、並びに現場の皆さんといろいろ協議した中で、一応、修繕工事をやられてきたところでございます。

今後、大幅に大規模修繕をしていくわけでありますけれども、計画どおり、いわゆる構成市町村の衛生担当者会議を開催しながら、現場等と調整しながらやっていきたいなというふうに思っております。

また、最終的に排出した水質につきましては、法令基準を大幅に下回る内容となっております。その結果につきましては、3ページの方の放流量・水質分析表並びにダイオキシンの測定結果ということになっております。非常に適正に管理をし、木津川への放流については適切な内容になっておるところでございます。

ただいまの代表理事の方からもご報告ございましたけれども、いわゆる京都南部環境事業協同組合に委託をしまして、一応3年が過ぎようとするところでございます。非常に当初からも心配しておりましたけれども、搬入、維持管理業務、最終的な排出など各種業務を綿密に管理したことにより、何とか自立的な運営にこぎつけていくことができたのではないかなと判断をしております。20年度からは自分たちで完全に自力で運転管理業務を行っていくという目途がついたということ、まずご報告を申し上げたいと思います。

次に、ふるさと市町村圏振興事業につきましては、8ページ、9ページの中で報告しておりますので、簡単ではありますが、以上、諸般の報告ということで、終わらせていただきます。

議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

し尿くみ取り手数料特別委員会委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第37条の規定によって、あらかじめお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにござい異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

した。

日程第5 議案第1号 平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)の件及び議案第2号 平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)の件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事 それでは、議案第1号を提案させていただきます。

議案第1号、平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)について。

平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)を、別添のとおり定めます。

平成20年2月18日提出。相楽郡広域事務組合 代表理事。

平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)についての提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,696万8,000円を減額し、補正後の総額を6億6,284万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の内容でございますが、まず、歳入につきましては市町村分担金で302万6,000円の減、使用料及び手数料で1,411万5,000円の減、諸収入で17万3,000円の増額となっております。一方、歳出では、大谷処理場運転維持管理業務委託料34万4,000円の減、し尿収集運搬業務委託料1,470万円の減、水質・大気分析委託料168万8,000円の減とするものが主なものでございます。

引き続きまして、議案第2号を提案させていただきます。

議案第2号、平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)を、別添のとおり定めます。

平成20年2月18日提出。相楽郡広域事務組合 代表理事。

それでは、平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)について提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ135万円を増額し、補正後の総額を1,055万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の内容でございますが、まず歳入では、基金繰入金の35万円の減、繰越金にあつては、前年度繰越金の確定に伴いまして170万円を増額するものでございます。一方、歳出では、広報紙の作成、相楽ふるさと塾などの実施に伴います事業執行残の減額、積立金として415万円の増額が主なものでございます。

また、第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定費208万円を地方自治法第213条第1項の規定によりまして、繰越明許費に設定させていただくものでございます。

以上、平成19年度一般会計及び特別会計補正予算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

議長 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ質疑を終わります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論を終わります。

これより採決を行います。採決は1件ごとに行います。

まず、議案第1号 平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号 平成19年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号 平成19年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件及び、議案第4号 平成20年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事 それでは、議案第3号を提案させていただきます。

議案第3号 平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について。

平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計予算を、別添のとおり定めます。

平成20年2月18日提出。相楽郡広域事務組合 代表理事。

平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計予算についての提案説明を申し上げます。

平成20年度一般会計予算編成に当たりましては、今日の市町村財政の厳しい実態を踏まえまして、歳出を厳しく精査し、分担金の削減に努めたところでございます。大谷処理場運転維持管理業務のうち機器修繕につきましては、供用開始後10年を経過するものもあり、修繕を先送りにすることもできず、929万円の増額となっております。また、各市町村の企画、財政、衛生担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。予算総額は前年度比2.0%、1,330万円の減となる6億6,500万円でございます。

まず歳入では、分担金及び負担金が5億78万円で、歳入総額の75.3%を占めております。一方、歳出につきましては、議会費で42万5,000円、総務費で3,539万6,000円、衛生費で3億6,365万1,000円、公債費で2億5,700万9,000円、予備費で851万9,000円でございます。そのうち衛生費及び公債費で予算総額全体の93.3%を占めております。

次に、議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号 平成20年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算についてでございます。

平成20年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を、別添のとおり定めます。

平成20年2月18日提出。相楽郡広域事務組合 代表理事。

平成20年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算についての提案説明を申し上げます。

予算総額890万円で、平成19年度当初予算に対しまして3.3%、30万円の減となっております。

まず歳入は、財産運用収入が880万5,000円、諸収入が7万5,000円であります。一方、歳出では、新規事業として、相楽圏域の振興のための職員研修を実施するとともに、継続事業であります「相楽ふるさと塾」、「相楽の文化を創るつどい」、広域圏だより「だい好き！そうらく」、「ホームページ」の4事業に取り組むための振興費が483万5,000円、予備費で406万5,000円でございます。

以上、平成20年度一般会計及び特別会計予算の概要を申し上げまして、提案説明と

させていただきます。

よろしくご審議をいただき、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、いずれの議案につきましても、事務局より補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。終わります。

議長 提案理由の説明がありました。補足説明を求めます。どうぞ。

事務局 事務局の福田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

初めに、議案第3号 平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計予算につきまして、補足の説明を申し上げます。

一般会計予算の総額は、前年度より1,330万円の減、前年度当初比2.0%の減の6億6,500万円でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

3ページの事項別明細書の総括をごらんいただきたいと思います。歳入合計で、前年度予算と比較いたしますと1,330万円の減となっておりますが、その主なものはし尿くみ取り料の減に伴いますし尿くみ取り手数料の減によるものでございます。歳出では衛生費で1,156万3,000円の減となっておりますが、これはし尿収集運搬業務の委託料の減、また衛生手数料等適正化委員会などの旅費の減などがございます。

それでは、予算の主な内容につきまして、歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入ります、6ページをお開き願いたいと思います。

議会費、1目の議会費で42万5,000円を計上しておりますが、これは議員報酬及び議会運営に要します経費を措置したものでございます。報酬、旅費、交際費となっております。

7ページですが、総務費の1目理事会費に33万4,000円を計上いたしております。これは理事5名と収入役の報酬等により措置したものでございます。

2目一般管理費で3,277万円を計上いたしております。ここでは事務局長の報酬、また職員3名分の人件費並びに組合運営に係る諸経費等を計上させていただいたところでございます。

恐れ入りますが、8ページをお開き願いたいと思います。特に昨年度と大きく変更がございます点を説明させていただきたいと思います。

14節使用料及び賃借料176万9,000円を計上させていただいております。そのうち、説明欄にもありますように、財務会計分としまして115万1,000円を新規計上させていただいております。当組合で使用しております財務会計システムにつきましては、平成10年度までは手計算で行っておったものを、職員の退職もありまして、パソコンの導入で事務の省力化を図り、平成11年度に現在使用の財務会計システムを約360万円で購入をいたしました。8年を経過し、当システムの旧式化により、いろ

いる不都合が生じており、ハードウェアにつきましてもメーカーサイドに部品がなく、保守の対象にもならない状況でございまして、このたびシステムの最新化及び高度システムを導入することにより、今後予想される多様化・複雑化に対応することが必要と考えまして、新システムを導入していきたいということで、115万1,000円を新規計上させていただいたところでございます。

また、3目の相楽会館費ということで、従来、昨年度までは一般管理費の中で相楽会館費を計上しておったんですが、今年度からは3目相楽会館費という目を起こしまして、223万2,000円を計上させていただいたところでございます。

4目公平委員会費につきましては、公平委員3名の報酬、また年1回運営委員会を開きますための旅費を計上させていただいたところでございます。

9ページの方では1目監査委員費といたしまして2万8,000円、昨年度と同額を計上させていただいております。監査委員2名の報酬と旅費でございます。

続きまして10ページをお開き願いたいと思います。ここでは衛生費でございまして、1目清掃総務費で73万8,000円を計上させていただいております。し尿くみ取り券の印刷代としまして36万円、また大谷処理場火災保険の保険料として、36万5,000円、それから廃棄物対策協議会の負担金ということで1万3,000円を計上させていただいております。昨年度よりも45万1,000円と大きく減を見ておりますのは、昨年度は職員の研修、また適正化委員会などに計上したからでございます。

次に、2目のし尿処理費でございますけれども、3億6,291万3,000円、昨年度から1,111万2,000円の減ということでございます。主な内容は13節委託料といたしまして3億6,277万円ということになってございます。

恐れ入りますが、このA3資料の資料集、こちらの方の4ページをあわせましてごらんいただきたいなと思っております。委託料の説明欄にありますとおり、一つ目が大谷処理場の運転維持管理業務委託料としまして、2億1,652万円を計上させていただくものでございます。資料集の4ページの左側では、17年度から4年間の委託料の推移の表をつけさせていただいております。特に19年度、20年度の比較という形で963万4,300円、率としまして4.7%の増という形の計上でございます。

特に、大きく963万4,300円の増になりました要因といたしましては、この資料の番、経年維持点検補修費、19年度の契約額は4,583万1,800円、20年度の当初予算額を5,576万3,000円、約1,000万円の増という形で計画をしております。先ほどの代表理事の提案にもありまして、大谷処理場の維持管理につきましては、安定的に今後も維持運転をするということで、特に経年劣化が激しい設備を中心に、計画的な改修工事を行って、施設の延命化を図っているところでございますが、特に20年度にありましては、5ページにも詳しい詳細資料をつけておりますけれども、

当初41項目の工事を予定したわけですが、予算的にもいろいろと厳しい、各市町村財政が厳しいということから、事務局でいろいろと検討を加えたところ、大きく25項目の工事を行っていくということで、その経費といたしまして5,500万円を計上させていただいたところでございます。

その中でも、5ページのところにもありますように、11番として乾燥焼却施設の整備工事ということで、1期、2期と分けてやっている、計画しておるわけですが、あわせて約2,646万円の炉等の修繕を考えております。毎日、汚泥を焼却して、灰にしておるわけですが、この焼却炉につきましても耐火レンガが崩れ落ちてきておまして、大変危険な状況という報告がありまして、事務局の方でも精査し、炉等の修繕に2,646万円を計上したところでございます。

そのほか、緊急順位をA、B、Cという形ですべて、特に優先順位の高い1番から25番の工事をやっていくというふうな計画で考えております。結果的には約1,000万円の増、委託料の増という内容でございます。

以上が大谷処理場の運転維持管理業務の内容でございます。

また、予算書の10ページに戻っていただきたいんですが、二つ目には大谷処理場の収集運搬業務1億3,300万円計上させていただいております。し尿くみ取り業務につきましても、各構成市町村の下水道、また合併浄化槽等の普及によりまして、減少傾向を受けるわけでございますけれども、平成20年度予算につきましても、1億3,300万円、19年度当初比2,170万円の減ということで計上をさせていただいているところでございます。そのほか、槽の清掃の委託料、また焼却灰の運搬、また灰の埋立、それからトラックスケールの法定検査の委託料などを計上させていただきまして、特に新規事業といたしまして、この備考欄の下から二つ目ですが、精密機能検査としまして180万円、また設計書調査業務委託料といたしまして120万円を今回新規計上をお願いするところでございます。精密機能検査につきましても、ご承知のとおりだと思いますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則の中に、第5条に基づきまして行うものでございまして、し尿処理施設やごみ焼却施設を維持管理する上で、3年に1回行う定期検査であります。今回新しい処理場になってから初めて行うものであります。これを行うことによって、将来的に、安定的に、計画的に施設の維持補修をし、より施設を延命化をする。さらには環境負荷の軽減に努めるという意味で、この検査を行っていきいたいという思いをしているところでございます。

また設計書調査業務120万円のものでございますけれども、これは先ほども資料集で説明したように、かなり複雑な工事が今後出てくるわけで、これを業者の方から見積もりが出てくるわけですが、この辺の修繕工事の妥当性や、また必要性、また金額の妥当性などを第三者機関で評価をすることによって、安い経費で、また必要な工事

をやっていこうというためにこの業務を行おうとするものでございます。

そのほか負担金・補助及び交付金としまして、大阪湾フェニックスセンターへの負担金としまして14万3,000円を計上いたしております。

特に、衛生費の方の合計で3億6,365万1,000円、昨年度より1,156万3,000円の減ということで、歳出総額の衛生費では5.5%と大きくウエートを占めたところでございます。

次に、11ページの方では公債費ということで、1目元金の方では2億2,955万3,000円、また2目利子では2,745万6,000円を計上させていただくものでございます。特にその公債費の比率につきましても全体の38.6%ということで、大谷処理場関係で先ほどの衛生費とこの公債費を含めると、全体の歳出予算の93.3%を占めるというところでございます。

この公債費の内容ですが、もう既にご承知のとおりだと思いますが、平成9年から12年の4カ年の大谷処理場の更新工事、これの起債が27億1,640万円、また平成14年度の水源地工事に借りました起債が2,610万円、合計27億4,250万円、利子を合わせますと32億1,454万1,000円、これの平成20年度分の償還額でございます。前回の議会でもご質問があったとおり、この額は現在ピークを迎えておりました、平成24年まで同じ2億5,700万円という形で返済をしていかなければなりませんし、最終平成27年度まで償還が残っております。

続きまして、12ページの方に、予備費といたしまして851万9,000円、内訳としまして、説明欄にありますように51万9,000円を純予備費とさせていただいてまして、し尿くみ取り券分といたしまして800万円を措置するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、恐れ入りますが4ページの方へお戻りいただきたいと思っております。1目の分担金でございます。5億78万円ということで、19年度と比較しまして1,020万8,000円、2.1%の増ということであります。5億78万円、歳入総額の75.3%と大きくウエートを占めたところでございます。この内訳が、1節で市町村分担金2億4,377万1,000円。これは広域圏の分担金910万5,000円、相楽会館分担金といたしまして380万8,000円、し尿処理分担金としまして2億3,085万8,000円ということで、あと処理場更新公債費分担金としまして、先ほど歳出の公債費のところの説明しました額、これを分担金として頂戴するもので、2億5,700万9,000円となっております。

それでは、市町村ごとの内訳でございますけれども、その予算の13ページのところに記載がされてございます。恐れ入ります13ページをお開きいただきたいと思っております。ここで平成20年度分担金一覧表ということで、先ほど申しました項目ごとに広域圏、相楽会館、し尿処理、処理場更新公債費ということで、市町村ごとに分担金額を計上さ

せていただいております。木津川市で合計2億6,496万5,000円、構成比としまして52.9%をお願いするものであります。また笠置町で3,411万7,000円、6.8%ということで、それぞれ記載をさせていただいております。この分担金につきましては、14ページ以降にそれぞれ内訳があるわけですが、さきの11月議会でご提案をさせていただいて可決いただきました分担金条例に基づきましてそれぞれ割り当てさせていただいた結果でございますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、続きまして4ページの方へお戻りいただきたいと思っております。

1目会館使用料でございます。相楽会館の使用料といたしまして、平成19年度と同額の65万円を計上するものであります。相楽会館につきましてはそのあり方を検討してきたわけですが、20年度においても最小の経費をもって貸館業務を続けるというような方針の中で、同額を計上させていただいたところでございます。

また、1目衛生手数料でございます。1億5,551万8,000円、1,979万円の減、11.3%という大幅に減になったところでございます。先ほどの歳出の委託料の、収集運搬の委託料と同じことなんですが、し尿のくみ取り手数料を1億3,300万円、1万3,300キロリットル分の手数料を見込んでおります。1万3,300キロリットルの10リットル当たり100円で計上させていただいた分がこれでございます。また、浄化槽汚泥の投入手数料といたしまして2,235万8,000円

(テーブル反転)

20年度につきましては1万1,500kを見込んでおまして、1,800につき3,500円を業者から頂戴するものでありまして、掛け合わせますと2,235万8,000円となるところでございます。また2年に1度浄化槽清掃業許可手数料をいただくわけですが、8業者に対しまして浄化槽清掃業の許可手数料8万円、また小さくて見にくいですが、一般廃棄物処理業収集運搬の許可手数料といたしまして8万円を頂戴するものでございます。

次に5ページの方で、繰越金800万1,000円を計上させていただくものであります。

また、預金利子で銀行預金利子を5万円見込んでございます。

また、雑入といたしまして、コピー使用料を1,000円計上させていただいております。

次に、予算書の23ページ以降は、特別職並びに一般職の給与関係の明細をつけさせていただいております。

また、29ページの方では組合債の現在高の見込みに関する調書ということで作成させていただいておりますので、またご覧いただきたいと思っております。

以上が一般会計予算の詳細でございます。

引き続きまして、恐れ入ります議案第4号の平成20年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算についての補足の説明を申し上げたいと思います。

特別会計予算の総額は前年度より300万円の減、前年度当初費3.3%減の890万円というふうになってございます。20年度の実施事業としましては、先ほども代表理事からありましたように、資料集の方では9ページのところに平成20年度の相楽地区ふるさと市町村圏振興事業計画(案)ということにつけさせていただいたところがございます。20年度におきましては、従来からの継続事業といたしまして相楽ふるさと塾、相楽の文化を創るつどい、広報紙の発行、組合ホームページの4事業を継続して実施するとともに、新規事業といたしましては市町村職員を対象とした職員研修に取り組むという予定にしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、歳入の方から説明させていただきます。

予算書の4ページをお開き願いたいと思います。財産収入でございます。1目の利子及び配当金880万5,000円でございます。説明欄にもありますとおり、このふるさと市町村圏事業につきましては、各市町村から6億3,000万、また京都府から7,000万円、あわせて7億円の基金をお預かりしているところございまして、その利息をもって、ソフト事業を広域的にやっといこうというものであります。この基金の管理につきましては、ふるさと市町村圏の基金設置条例第3条に基づきまして、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管をするというような方針に基づきまして、現在は7億円を南都銀行の加茂支店、こちらの方に5年の大口定期でお預けをさせていただいております。利率の方が1.25%、874万9,000円を見込んでおります。これは平成19年3月30日から24年の3月30日までの5年間ということで、1.25%ということでございます。ちなみに、現在の南都銀行での5年の大口定期の店頭表示が0.7%、また全国平均では0.701%ということでございますので、かなり高い数字で計画をしたところでございます。

また、7億円以外の基金といたしまして1,403万4,000円でございます。これは京都銀行の木津支店の方に0.4%で1年定期という形で預けようというふうな計画でございます。その利息が5万6,000円になります。

次に、繰越金を2万円見込んでございます。

それから、預金利子といたしまして1,000円。

それから、雑入といたしまして7万4,000円を計上いたしております。

以上が歳入でございます。

続いて、6ページのところから歳出でございます。先ほど資料集でもご説明を申し上

げました平成20年度のふるさと市町村圏振興事業案、これらを行うために歳出の方で振興費483万5,000円を計上させていただきたいということでございます。

総務的な経費といたしまして、1目の振興総務費として96万5,000円を計上させていただきます。その中で、18節備品購入費ということで、25万8,000円。これはプロジェクターとスクリーン20万円、またデジタルカメラ5万8,000円ということで、特に相楽ふるさと塾を毎年計画してやっているんですが、最近、大学の先生、また地元の方の講師をお願いしましても、ほとんどの方がパワーポイント、パソコンを持ちましての講演という形になりまして、その都度、今でしたら代表理事の精華町さんをお願いをしてお借りをしているのが現状でございます、もう備品を持ち出すことも難しいということもありますので、またこの事業を引き続きやっていきたいということから、新たに備品購入をお願いするものであります。またデジタルカメラにつきましても当組合にはございません。個人使用のものを使っているということから、今回予算計上をお願いしたいということでございます。

2目の事業推進費、104万4,000円につきましては、年2回発行を計画しております広域圏だより「だい好き！そうらく」の発行でございます。

それから事業費につきましては232万6,000円ということで、相楽ふるさと塾を開講する経費、またホームページのサーバー、また例規集のサイト制作に係る委託料を計上させていただいておりますし、新規事業としましては職員研修に係る講師謝礼等を計上させていただいたものでございます。

また、広域的事業推進費の50万円でございますけれども、先ほどの資料集にもありましたように、21年2月には第16回相楽の文化を創るつどいを計画しておりまして、その経費としまして昨年と同額、50万円を計上したということでございます。

あと利息の約半分を今後の新しい創造事業を実施するために予備費で組まさせていただきます、また積立金等に年度末に変更させていただこうかなということで、予備費の方で406万5,000円を計上したところでございます。

以上が補足の説明でございます。

よろしく申し上げます。

議長 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山議員。

9番青山議員 9番、青山です。

先ほど説明がありました新年度の、20年度の予算は前年度分に比べて、特に分担金を削減するために2.0%ということで、少し押さえて予算がとられたというご説明でした。特にお聞きをしたいところは、11ページの大谷処理場の委託管理費ですね。これ

詳しく今回、前回から希望が出されていまして、詳細の内訳も今出されています。この中の特に維持点検の修理費ですね、これの修理工事の一覧というのも出されています。これについても設計書調査業務ということで120万円を計上して、そこで中止であるとか、それからこの修理が必要かどうかということを検討していただく、第三者機関で検討していただくというご説明だったように理解してはいるんですが、この辺をもう少し詳しく説明いただけたらと思います。質問の趣旨は、本当に結構この工事内容一覧でしたら25項目ですね。素人が見ても、確かに10年経過はしているというご説明がありましたので、一定の修理は必要かと考えますが、この25項目の内容についてもよくわからないですけれども、詳しくご説明いただきたいと思います。

議長 事務局、どうぞ。

事務局 今回の青山議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のご質問でございますけれども、修繕工事の予算が上がっております。それとあわせて当初予算には設計書の精査をするということで120万円、新年度で今計上させていただいているということでございまして、平成20年度の工事項目を120万円の予算をもって、その設計書の精度が正しいかどうかということを見るのではなくて、この120万円につきましては平成21年度の予算を、修繕工事の予算を組むときに上がってきた見積もりを、第三者機関に出して見ていただくというような形で使わせていただくための予算でございます。21年度の修繕工事を幾らか、項目と額が出てきたものを精査していただく、こういう内容でございます。

それから、25項目の内容についてということで、資料集の方の5ページの方に添付させていただいております。この項目につきましては、その一つ手前の4ページの右側のところに、どういう形でこれらの経年維持点検補修費を積算したかということで、その考え方を4ページの一番下の4番のところにお示ししておるものでございます。ここをもってご説明させていただきます。

まず、現場の大谷処理場を維持管理してます京都南部環境事業協同組合の方から、平成20年度に実施するべき項目といたしまして、施設の整備計画というのがこういう形のファイルで上がってくるものでございます。ここに大谷処理場にありますすべての機器が網羅されてございますし、その中で平成20年度に実施していきたいというような項目のところに入ってきておるわけでございます。それが金額で行きますとこの

のところにお示してありますように、1億4,385万8,000円ということでございます。その中で、次に現場と事務局の方でそれらの項目について優先順位をA、B、Cということでつけていくわけでございます。その中で優先順位Aの項目というのがこの5ページのところにございます41項目ということになってくるわけでございます。この上がってきておる項目とその見積もり金額というのがございますけれども、その見積

もり金額に対して85%を掛けまして予算を計上させていただいていると、こういった形になってくるわけでございます。

これらの項目を実施する、実施しないということにつきましては、現場サイドと事務局の方で協議をしていく中で、19年度には廃棄物処理の技術管理者講習の予算も見ていただいております、私の方が僭越ながらその研修に行かせていただいて、その辺の研修もしてまいりました。その中で、いわゆる機器の耐用年数というものと、実際に使用している時間、それから回転している回数とか、そういったものを総合的に勘案した中でこれらの工事を採択していく、していかないという部分も、そういった研修した結果も踏まえて、この20年度の工事の採択に当たりましては検討させていただいたとこのようにでございます。

以上でございます。

議長 ほかにはございませんか。

北議員。

13番北議員 13番、北でございます。

この定例会資料集ということで、今日いただいたこれだけ膨大な数字を、我々はそれを勉強せなあかんと思うんですけど、勉強しに来いということですかね、これは。提案のいろんな書類をいただいた。しかし、今日これいただいて、ぱらぱらぱらっと読んでいただいて、わかりますか、普通、議員さん。やはり先ほどおっしゃったように去年19年度にもいただいております。これで、これができてから納得するというようなことをしよるんですよ。しかし、今日しかできなかったのか、この資料が。我々はこの資料をもとにやはり質問なり、やっぱり疑問なんかを聞くんです。原則的なことだと思うんですけども。

それと2点目ですけれども、先ほど7億円の基金があるとおっしゃいました。この7億円の基金に対して南都銀行に預けてあると。別に南都銀行でも京都銀行でもいいんですけれども、やはりこれどういうことになっておるか知らんけれど、やはり私が思うんですけれども、一般的な話でペイオフということもございまして、元本割れなどのリスクを回避するために分散するのが本当は当たり前じゃないかなと思うんですけれども、その点について担当者なり、事務局が何でおくれたか、それとペイオフという考えは全然リスクを考えておられないのか、そこら辺ちょっとよろしく願いいたします。

議長 事務局、答弁願います。

事務局 北議員さんのご質問にお答えいたします。

資料集の関係でございますけれども、一般的に、通常は議案書を配付して、骨格というのか、概略について説明をするということがあるんですけども、私たちとしましてはできるだけ詳しい内容につきまして資料集ということで、こういった形で出しておる

んですけども、ご指摘のように、こういうのがもう少し早くできないかということでございますけれども、それにつきましては、今後、議案の配付と同時にできる限り出していきなというところで努力させていただきます。よろしくお願いいたします。

それから7億円の問題ですけども、これはちょうど去年の、おととしの12月ぐらいから特にいわゆる金利の若干の引き上げがございました。いろいろ、広域の幹事会並びに理事会と十分討議をしまして、結果、昨年1月下旬だと思えますけれども、京都中央信用金庫、京都銀行、南都銀行の3行について、当組合でこれぐらいの額で持っているんですけども、どうなるんですかということで問い合わせたら、見積もりを出してもらったら、金利については南都銀行が通常より若干高い1.25%を提示しておりました。そういう形で、そういうことで、ふるさと市町村圏の金利の活用と、事業についてはこの資金を充てるということでございましたので、当初のいわゆる0.18%ですか、年間120万円程度では何もできないということで、今回900万円近い額、これを活用してやっていこうということになったところでございます。

それからいわゆる危険ですか、いわゆるペイオフの関係のことでございますけれども、本当にいろいろ真剣に議論しましたけれども、現在の金融関係の状況の中では、情報の中では心配したものはないだろうということが最終的に確認をされまして、こういった形で措置をしていただいたということでもあります。

以上でございます。

議長 北議員、どうぞ。

13番北議員 あのね、事務局長。今後そのようにしていきたいという、どこで決算が、やはり本当に出す誠意があるんであったら、何もならんということです。最後に言ったんですけども、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業計画ですか、その中で予備費が406万5,000円。890万円のうち約500万円、これは事業費という話ですね。これもわたくし腑に落ちんというのか、ただ予算の枠取りだけしたらいいんだというのがこの予算かいなというのがまず1点。

それと強く指摘しておきますよ。今後こういう書類はきちっと配って、皆さんにやはり判断をすることをせないかと私はそう思います。代表理事はそれについて厳しくちょっと答えていただきたい。それと皆さん何かちょっと甘いと思うんですね。やはり皆さんのこういうお金を心配ない、大丈夫だろうと、こういう世界恐慌の折に、7億の金を1行に預けておく。ただ金利だけの問題じゃないと思う。指摘しておきます。もし答えられたら教えてください。思いつくのはこれぐらいです。

議長 理事者。

木村代表理事 今ご指摘につきましては、十分今後に生かしていきたいというふうに思います。当然、判断するのに、今出されてどうかということもありますけれど

も、私からも可能な限り議員の皆さん方にわかりやすく伝えることによってご判断いただくということの指導をやってまいりました。事前にとおっしゃられたら私もそのとおりです。このように思っておりますので、それにつきましては次回からこの努力をさせていただきます、このように思っております。

なお、予備費等につきましてはの関係でございます。406万円余りでございますけれども、これにつきましても可能な限り、あれば使えばいいということではないと。これだけ厳しい時代でありますので、可能な限り相楽圏域の中で生かせるものなら生かすということの一部として、予備費としてとりあえず計上していくということでもありますので、今後におけるいろんな課題にもこれを大いに生かさせていただきたいと。それにつきましては、議会の皆さん方にもご相談を申し上げるということも当然でございますので、よろしくご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、金利等につきましては金融界のいろんなやっぱり危険な要素も時代の背景としてあるじゃないかという指摘もありますけれども、そういうときにはきちっと理事会においても解約という方法もあるわけありますので、そういう面で十分今の段階においては安全なということ、そしてまたこの金利が将来の相楽圏域に貢献をいただくと、このような判断の中で理事会において合意をいただいたものでございます。ご理解いただけますようお願い申し上げます。

議長 北議員、どうぞ。

13番北議員 代表理事にちょっと、今後どうしていきたい、こうしていきたいと先ほど代表理事の方からおっしゃいましたけども、この会議は年に何回開くんですか。年2回ですよ。当初予算が一番大事なもんなんですよ。もう少しお考え願いたい。

それと代表理事の方が、こういう金融状態、絶対大丈夫だと言われた。絶対ということはありませんので、年2回しかない会議の中で、やはりもう少し考えて、やるんだという中の話で、今後、私らも勉強させていただきますけれども、やはりそういうものは出していただきたい。出さへんなら出さへんでいいんです。本当のところを言うたらね。わからぬので私らに説明いただきたい。ひとつよろしく。

議長 ほかにございませんか。

酒井議員、どうぞ。

2番酒井議員 2件ございます。一般会計で4ページ、款2使用料及び手数料、相楽会館使用料というところで、予算計上されている65万円、このことがどうのこうのというものではありません。ただ、相楽会館の今後について、本年度に継続して会館運営していくということになったばかりのときに、そのときには私も気づかなかったんですが、木津川市が所有している例えば東部交流会館とか、中央交流会館とかの使用頻度は非常に高いものだと思っております。それに対して何で相楽会館が使用割合が低いのか。

私の意見は、例えばもっと、今でもそんなに高いとは言えない金額だと思うんですが、もっと低額にするとか、利用しやすいようにするとか、そういう努力は考えておられるのかどうなのか。65万円の根拠を聞いてるわけではありませんけども、そのあたり、これは事務局か、代表理事になるんでしょうか、お考えのことを今回、もう1回言います、相楽会館を貸館業務を継続すると方針を出したわけですから、それについては今までどおりの延長ではないと、あるべきではないと思うんですが、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいのが1点です。

それからもう一つは、議案第4号です。ふるさと市町村圏振興事業云々の、先ほど北議員がおっしゃっておられたのと重なるんですが、7ページの予備費の406万円はやはりこれは余りにも大きい額だと思うんですが、予算の中での占める割合が。私も先ほどの説明の中で新ソフト事業のためというふうにおっしゃったのか、新ソフト開発とおっしゃったのか、何か聞き漏らしたんですが、新しい事業を何か考えておられるというふうな趣旨の説明があったと思うんですね。だから、例えば款1の振興費、3の事業費、かなり切り詰められた予算になっています。それに対しては予備費が余りにも大きいんじゃないかと思しますので、もう少しその根拠になるようなものを聞かせてもらいたいなと思うんです。

以上、二つです。

議長 代表理事。

木村代表理事 相楽会館の関係でございますけれども、一度は駐車場の問題等がありまして、駐車場の件がありなかなか活用が難しいという状況下の中で、こういう状況であれば駐車場用地を確保して、この施設を引き取ってもらうかということについては、市町村長間で、当時ですけれども、それなら廃止も含めて考え直せへんかということもありまして、2年ほどかけてこの相楽会館のあり方についてそれぞれ市町村の関係職員の間で議論をお願いをしてきたわけでありまして、

しかし、振興局さんからも、駐車場についても使ってもらっても結構ですという話がありましたものですので、それなら使えるものであれば活用してもらおうと。しかし大々的な弱者対策なり、そういった投資をするまでには、現段階においては非常に分担金等でも厳しいので、何とか現状のままでお使いいただけるなら使っていこうということの結論に達したわけでありまして、

なお、当然ご利用いただく団体におかれましては、福祉団体等については減免措置もやっておりますので、当然私は使用料等については配慮しているものとこのように思っております。

なお、それぞれの市町村においては、こういった交流施設を持っているという時代でもありますので、お互いに、時にはそういった面でそれぞれのやっぱり町の行事等につ

いてはそれぞれの町の施設をとということにもなりますので、ただ、そういう施設の活用が多い、相楽会館の活用が少ないということは、いろんなそれぞれの事情がございまして、そういう面ではご理解をいただきたいなとこのように思います。

なお、ふるさと市町村圏特別会計の予備費等につきましては、当然仰せのとおり、私もそのように思いますけれども、今日までこの1.25%の金利を見てもらうまでは年間120万円ほどの事業で、それぞれをやるにしても基金を取り崩す、あるいは金利を、それを使わせてもらうということやってきたわけで、何としてでもこういったいろいろな事業を今後、幅広く展開をしていく。また圏域住民の皆さんも、お住まいの皆さんいろいろな新しい、新たな要望があれば、それについては皆さんとともに議論をして、いいことなら事業化していこうということも含みまして、今回将来に備えるということにさせていただいたということです。ご理解をいただきますようお願いいたします。

終わります。

議長 酒井議員、どうぞ。

2番酒井議員 重ねてなんですが、相楽会館の使用料につきましては、今説明いただいて、答弁いただいて、現状のままということで、それは今はそうなんだろーと思います。そういうことであつたらうと、続行の方針を決める段階で。ただ、駐車場がそれなりに確保できた上で、どういうんでしょうか、またせつかく2年間の検討の末に続行となったわけですから、圏域住民といいますか、圏域住民へのそういうサービスをより、もっと使いやすいものにしていくという姿勢を、相楽会館としても、また組合としても出していけるんじゃないか、いくべきじゃないかと。だから、今すぐどうこうということにはならないと思うんですが、そういう方向がないのかなと、あえて求めたいと思うんです。

議長 代表理事。

木村代表理事 当然、何も否定するわけではありませんけれども、この施設も30年余りになりまして老朽化の問題もございまして。それから、当然耐震化の問題もありますし、それから弱者に対するエレベータとか、そういうことの話も当時あったわけでありまして。そういうことをやっぱり踏襲していくということは、非常にそれぞれ理事会においても議論をされた経過がありまして、そういうことは今、現段階においてはそれぞれ市町村の財政から見ても厳しいと。だからお使いをいただくならお使いをいただくという、こちらからどんどん使ってくださいと、そのためには無料でもいいから使ってくださいということにはなっておりませんが、できるだけこの会館を現状のままであれば使っていただけるような、またお願いもしたいと思います。当然、おっしゃることについては否定するものではありません。ただ、いろいろ議論してきた経過の中には、当然弱い人たちのためにどうするのかということが我々としても考えねばならない課題

ではありますけれども、それ以前として、非常にそれぞれ市町村の財政事情が厳しい中にありまして、ちょっと待ってくれというようなこと等が変わりまして、そしてそれなら相楽会館のあり方はどうしようかということで、関係職員間で議論してもらったという経過なんです。おっしゃられることについては自分は何も否定する思いはありません。当然圏域内の多くの人たちがより使いやすく、この施設を活用してもらうことが、結果としては相楽会館の評価にも、またつながってまいります。これからの課題として、現段階においてはご理解いただきたいと思います。

議長　これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長　なければ、これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、議案第3号　平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長　ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号　平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号　平成20年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件を採決します。

採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数挙手)

議長　ありがとうございます。挙手多数であります。

よって、議案第4号　平成20年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

認定第7　同意第1号　相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案者の趣旨説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事　それでは、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について、提案させていただきます。

相楽郡広域事務組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法(昭

和25年法律代261号)第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。お住まいは京都府相楽郡和束町大字別所小字葎谷2番地。お名前は村城康裕様でございます。生年月日は昭和8年11月19日。経歴といたしましては、平成3年4月から和束町議会議員を4期お務めになられ、19年6月、和束町公平委員会委員に就任をされ、19年10月から、同委員会の委員長を務められております。

平成20年2月18日提出。相楽郡広域事務組合 代表理事 木村 要。

提案理由でございます。相楽郡広域事務組合公平委員会委員永井一彰様の任期が、平成20年3月27日をもって満了することに伴いまして、その後任として村城康裕様を選任いたしたく、提案するものでございます。

ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

議長 提案説明が終わりました。

この案件は人事案件であり、質疑・討論を省略して、採決することにしてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり、同意することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、同意第1号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件は、原案のとおり同意されました。

本日の日程は全部終了いたします。

これもちまして平成20年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

本日は長時間にわたり、慎重なご審議を賜り、大変ありがとうございます。

議員の皆様のご今後のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。

本日は大変御苦労さまでございました。

なお、ここで35分から全員協議会を開催しますので、よろしくお願い申し上げます。

(午後3時30分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 奥野卓士

会議録署名議員 坂本俊廣

”

山口勝己